

**愛媛県立子ども療育センター**  
**一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書**

1 委託業務の内容

愛媛県立子ども療育センターから排出される可燃ごみ(※注)、廃プラスチック類、ビン・缶、紙類を、愛媛県立子ども療育センター内に設けた集積場所2箇所より搬出し、適正に処理するまでの業務とする。

※注：業務委託する可燃ごみは、厨房室にある残菜等の可燃物とする。

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

3 廃棄物の収集回数

- (1) 可燃ごみ           : 週6回（月曜日～土曜日、ただし、東温市指定の処分施設が休日の場合を除く。）
- (2) 廃プラスチック類: 週5回（月曜日～金曜日）
- (3) ビン・缶           : 週2回（火曜日・金曜日）
- (4) 紙   類           : 週2回（火曜日・金曜日）

4 廃棄物処分の年間予定数量

- (1) 可燃ごみ           : 約 16,000 kg
- (2) 廃プラスチック類: 約 5,800 kg
- (3) ビン・缶           : 約 1,400 kg
- (4) 紙   類           : 約 7,200 kg

5 廃棄物の処理方法

- 可燃ごみは、東温市指定の処分施設で処分すること。
- 混載はしないこと。
- リサイクル可能な廃棄物はリサイクルをすること。
- 処理費用は、受託者（乙）が負担すること。

6 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って業務を行うこと。